

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

〔平成23年 9月30日開催〕

南 あ わ じ 市 議 会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 3 年 9 月 3 0 日
午前 9 時 3 0 分 開会
午前 1 1 時 1 6 分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（8名）

委 員 長	久 米 啓 右
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	廣 内 孝 次
委 員	原 口 育 大
委 員	柏 木 剛
委 員	川 上 命
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
議 長	阿 部 計 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 9月議会試行実施の検証・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 8月18日（木）～19日（金）視察結果について・・・・・・・・	22
3. 継続審議事項・・・・・・・・・・・・・・・・	26
4. その他・・・・・・・・・・・・・・・・	29

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成23年 9月30日(金)

(開会 午前 9時30分)

(閉会 午前 11時16分)

○久米啓右委員長 おはようございます。暑かった夏もきょうまでということで、午後雨が降ったあとはかなり涼しくなるという予報でございます。

9月の本会議が終了いたしまして、中2日で議会改革特別委員会を開催しましたところ、皆さんには御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

きょうの予定ですが、次第にありますように、主には9月の試行実施という内容の検証ということでお願いしたいと思います。午前中で終了できるように進めたいと思いますので、御協力よろしくお願いします。

座って進めさせていただきます。

それでは、早速、次第にのっとって進めたいと思います。9月の議会で試行実施をいたしました2つの内容についての検証といいますか、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。その1つ目として、各議員の賛否の公表についてということで、確認は事務局で議場に実際に行っていました。確認の作業等、その他について、事務局のほうからの報告をお願いしたいと思います。

事務局。

○事務局長(高川欣士) このたび、賛否の公表ということで、事務局のほうで賛否をですね、確認をさせていただきました。私とですね、次長と船本さんということで、一応、私は上から全体を、あと右と左とですね、分けて確認をさせていただきました。全件数でいいますと、34件でございましたけども、私とですね、私は全体をチェックさせていただいたのと、両方は半分に分けてチェックさせていただいて、そのうち目視でですね、2件がちょっと若干不一致というか、合わない部分はあったんですけど、それについてはインターネット画像で最終確認をさせていただきたいということで、34件中2件ということで、初めてとしてはほぼ確認できたのかな、今後本格実施に向けてはですね、もう少し精度を上げていきたいというふうに思ってます。若干、死角に、上から見ても若干死角になる部分があったのかなというふうにちょっと反省をしています。以上です。

○久米啓右委員長 今回の報告で、全案件が34件で、そのうち2件が確認できない部分があったということです。これについてインターネットで確認するということが、その画像はまだ確認はしてないんですか。

局長。

○事務局長（高川欣士）　　今ちょっと確認を、どれがですね、合わないかということで、そのチェックをしてですね、今２件が不一致ということは、チェックは皆入ったんですけど、チェックが不一致になったのが２件ありましたんで、これから確認をしたいというふうに思ってます。

○久米啓右委員長　　局長と次長と船本さんとのチェックが不一致ということなんですね。現場での手確認がね。インターネット画像がちゃんと撮れてるという確認は、賛否の確認じゃなくてインターネット画像はちゃんと撮れてるという確認はできてるんですか。まだ見てないですか。

局長。

○事務局長（高川欣士）　　担当のほうでですね、その分について先ほど見ていただいてですね、映ってるように確認してますんで、最終確認はこれからですけども、間違いなく画像としてはですね、残っておるというふうに認識しております。

○久米啓右委員長　　ちなみにその２件はどの議案だったかわかりますか。

事務局。

○事務局長（高川欣士）　　税条例のですね、修正の表決と原発のですね、発議の分でですね、一部不一致というか、目視でですね、ちょっと若干合っていない部分があったと。この事務局の３人の中では不一致の部分があったということでございます。

○久米啓右委員長　　柏木委員。

○柏木　剛委員　　次があるのは全会一致は何件ですか。３２件中。

○久米啓右委員長　　局長。

○事務局長（高川欣士）　　全会一致については３４件のうち２１件ということでございますので、差し引きすると１３件が全会一致でないということになります。

○久米啓右委員長　　議案５２号の修正ですね、それと原発の発議ということですけども、局長、それと阿閉次長、船本職員とで確認したのが合っていないということが。

局長。

○事務局長（高川欣士） 3人なんですけど、基本的には右半分は次長で左半分が船本さん、全体を私ということなんで、多分、私がですね、全体を見ますんで、時間的には短いんで、私が見てからですね、チェック、一人ずつチェックをしながら入れると時間がないうで、ぱっと見てですね、少ないとすぐわかるんですけど、ちょっと若干ばらけたり人数が多いと、チェックを入れるときにですね、間違っただ可能性があるので、精度としては私が全体を見てますんで、精度としては私が一番低いのかなというふうには思います。それは画像で最終確認はさせていただきたいと思います。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 どないして調べるんや。名前、不一致の名前だけ公表したら一発でわかるん違うんか。画像もそうやけどな。

○久米啓右委員長 画像で調べるということと、あと、阿閉次長と船本さんは合ってるんですか。半分ずつしか見てないんやな。

○次長（阿閉裕美） 私と船本さんは半分ずつなんで、一致するということはありません。半分ずつを担当してます。ですから、局長が全員を担当してるので、局長と私、局長と船本さんが一致すれば全員一致という形になります。そういうことです。

○久米啓右委員長 結局、局長と次長とも合ってないし、局長と船本さんとも合ってないという状況ですか、それは。
局長。

○事務局長（高川欣士） ですから、右半分は私と次長と、あとは左半分については私と船本さんの確認が合ってるかどうかという最終確認をしたところ、先ほどいいましたように、チェックした数がですね、というか人が不一致なのが2件ということで、内訳としては私と船本さんだけなんで、左半分の方で不一致が2件あったということでございます。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 いや、ほんなら船本さんとやな、阿閉次長とよ、半々とはどういうことよ。

○久米啓右委員長 次長。

○次長（阿閉裕美） これ半々にしてるのは、一応全部を一人で見るというのはなかなか場所も人が重なったりしてなかなかできないので、一応真ん中、中心に線を引いて半分ずつ分けてるんです。そのほうが確実に半分だったら確認できるということで。ただ全体も局長は高いところにいるので、全体がきちんと見えるだろうということで、念のために局長に上から全体の確認をしていただく。ほんで一致すればそれが正解かなというような形で考えてやっております。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 今回は、一番前なんで後ろのことようわからんのですが、しっかりと議長も確認してくれて、確認ができて座ってくださいということをよう守ってくれたんちゃうかなと思うんですけど、今のやりとり聞いてましたら、一番上から見てる局長が全部きちっとチェックできた時点で、議長にもうオーケーですというふうなことでするようにすればですね、それを補助的に両側分けて確認するという形で、やっぱり本来上から見てる局長が一通り全部チェックできるまでの時間はもうちょっとかかっても、そこをまず一番重要なポイントにしてですね、それであと補助的に両側の分を確認のときに使うというふうにしたほうがいいような気がするんで、若干時間かかっても、もうちょっと確認の時間をとったらいいなちゃうかなというふうに今感じました。

○久米啓右委員長 時間的なことですね。

それと、恐らくその2件は賛否が大きく分かれて、10名ちょっと対何名かということで、多数は確認はできたと思うんですね。議長はもうそれでよろしいということを声かけてくれたんで。そういうときはちょっと時間をとって。

川上委員。

○川上 命委員 そのあれはな、どっちも合わんちゃうやつは賛否で関係ないな。あんなのか。

○久米啓右委員長 ないですね。
局長。

○事務局長（高川欣士） 多数ということは、それは間違いないんですけども、だれが賛成でだれが反対かというのは、先ほどこっちと言われたように、少し拮抗、数がですね、少ないとチェックには時間はそんなに要しないんですけども、割とその辺が若干拮抗する

と、チェックにですね、時間がかかるというんですか、なかなか難しかったんですけども、その辺のところで議長もゆっくりとですね、期間を取っていただいて微妙なところについてはもう一度というふうにさせていただいたんですけど、私は見て、一人一人チェックはしなくて、見てチェックするときに欄を間違えた可能性があるのかなというふうに今ちょっと反省しております。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 これはそやけど大分気を付けとらんと、接戦の場合も大事やけど、数人の場合でも間違わんようにしとかんだら、やっぱり賛否やさかいの、やっぱりその人にしたらかなりの迷惑になるさかいの。だからそれは少ない多いは関係ないでこれは。議長は一遍わしはよ座ってたらもう一遍立ってくださいって、あのときは言うとしたさかいの。確認の。これはしゃあないわ。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 正直なところ、試行期間ということで、そういう原発関係と修正が微妙な。私としたらまず数を数えるということがもう主体になつとんの、もう結構ですいうことはだれが座ってだれが立とったかいうことまで確認、ほんまいうたらできてないんです。数は読んでますけど。全会一致の場合は大体わかるんですけどね。そやからある程度時間おいたら局長がおるし、次長がおるし、それと船本さんもおると。そやからこれで確認できるのちゃうかいうことで、座ってくださいというような形で、ある意味ええかげんなことなんやけども。一部こうね、立とってすぐに座る、ほんの一部ですけど、やっぱりそういう方もおられるんで。大体前のほうは皆きちとね、立ってくれてようわかるんやけどね、後ろのほうがちよっとわかりにくいところがある。

○久米啓右委員長 事務局。

○事務局長（高川欣士） 若干後ろのほうがですね、上から見ても若干死角になる部分、議長も多分それを言われてると思うんですけど、死角になる部分があるんで、上からでも全部が見えるということではないんで、ちょっとこれは言いわけっぽくなりますけども、そういうことで横からも見ていただいとると、補足でですね。ですからそういうことで御理解いただきたいと。

○久米啓右委員長 次長。

○次長（阿閉裕美） それと、今回の賛成、反対の方の確認というのは、これはあくまでも広報に結果を、個々の結果を公表するための作業です。当日の評決の結果っていうのは議長が宣告しております。それについては人数なんです。多数であるか少数であるかというのを確認して評決結果を議長が宣告します。その分については局長も確認、チェックをしながら多数少数の確認をしてくれていますし、当然、議長もきちんと数のほうを確認、微妙な場合は確認して評決結果を宣告してくれてますので、当日の評決結果とこの不一致というのんは直接は関連がないというふうなことで御理解いただけたらと思います。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 そんなこと言うとなん違うんやけどな。要は20人を3人も確認しよってやな、そこで食い違ううちゅうのは頼りないなあと思うだけであって、それを言っただけよ。議長は数だけ読みよったらええけど、3人で合わんやいうて、ちょっと心外やなあ言うとりだけよ。

○久米啓右委員長 試行で次、本格実施になればですね、その辺、反省点を踏まえて、議決結果は数でいけますので、議長の宣告で表決が決まるんですけどね。次長が言われたように。市民向けに各個人の賛否の公表となると、それも正確性をやっぱり期さないといけないということで、きっちりとやっていきたいと思います。

それで、原口委員が言われた、少し時間がね、座ってる方、立ってる方、拮抗してる場合は時間を議長のほうも少し事務局長とちょっと顔を見合わせるか何かでちょっと確認をしていただきたいと。

川上委員。

○川上 命委員 すべて議長がよ、合図して言うねんから、これ聞いてから座るということに決めてたらもういっそしよいやけんどな。もうすべて議長のな。それでなけりややっぱりこないする人よ、これが後ろほっと見たらこうな。

わしら真剣になつとるから後ろ見よるもん。

議長の合図によって座ると。どうですか、局長も。そしたらやかましいいうことはない、立ってくれ。もうだからこのままやったら間違うぞ。

○久米啓右委員長 森上委員。

○森上祐治委員 議会の議決そのものは、今、議長が宣告されたらもうそれは決定とい

うことで、今3人がチェックされとると。人間のやることですから、やっぱりああいうふうに半々に近い形だったら、結果慎重に合わせても狂ってくる場合もあるよ。そんなときはね、例えば今だれと、どなたかの議員のあれがちょっと狂ったと。後で私は思うのには、本人にね、聞いても失礼でないと思うねん。正確を期すために、ちょっと森上さん、立ってましたよねということをお互いに確認しといたらやね、これは失礼になるんですか。なれへんな。そういうふうにやったらどないですか。

○久米啓右委員長 インターネットで確認できないような今のやつは本人に最終確認するという約束にしてみましたので、それはできると思います。

廣内委員。

○廣内孝次委員 試行期間ということでやりましたけども、見られた側からやはりこういうような格好でもらうほうが見やすい、名前のチェックがしやすいという話、先ほどいろいろ話出たんやけども、そういう特にこないしてほしいところが、気のついた点があれば、ちょっと聞かせてもろとったらええんちゃうかなと思うんです。

○久米啓右委員長 事務局、遠慮せんと言うてください。
局長。

○事務局長（高川欣士） 先ほどもちょっと言いましたように、やっぱり後ろのほうの方はやっぱり上から見てもですね、多分、議長も感じられると思いますけど、死角にはなるんですよ、どうしても。その方がしっかり立っていただいててですね、確認できたらいんですけども、すぐに座られた場合にですね、私は作業としては一人一人チェックしていったらもう時間がとても大変なので、だれだれだれだれと見てチェックをしていますんで、その辺は両サイドから私は見ていただいておりますんで、その辺のところは自分の中でも若干自信はないなという気がですね、先ほど私も完璧にチェックは入れたんじゃないくて、終わってから船本さんも次長もですね、若干ちょっと不安な採決もありましたっていうのは正直言いましたんで、その方々については多分、両サイドのほうが少ない人数で見られてるんで、より正確にはサイドからフォローしていただいているだろうなということで思っています。ただ先ほどもいいましたように、上から見てもやっぱり死角になる部分があるので、しっかり立っていただくということをですね、をお願いしたいと思います。

○久米啓右委員長 はい、わかりました。そしたらこの件に関して、賛否の状況、全会一致は先ほど報告ありましたように21件ということで、この21件の確認も問題なくできたんですかね。全会一致の部分も含めて。

局長。

○事務局長（高川欣士） 全会一致は間違いありません。

○久米啓右委員長 わかりました。そしたらこの後広報に掲載をお願いするんですが、レイアウト等についてはもう広報委員会にお任せするという事で、基本的には全会一致の部分ではできるだけ省略をするという考え方だけだったと思います。これについて委員長、何かありますか。

○柏木 剛委員 もう前の話のとおりで、ひな形があったんであの線で、もう13件なんで13行、縦に19人の人間の名前が入れば、議長は要らないんですよね、だから19人が入って、縦軸が13ですのでね、大体のイメージどおりの半ページぐらいの感じでいけると思ってます。

ただ、そのときの最終確認をどうするかがちょっと若干気になるんですけども、事務局でやった結果をもうそのまま尊重してやるか、それとも若干あいまいな人に対しては再確認の場を持つか、場を持つというか確認するかどうか、ちょっとそこが若干あるんですけど、私は今回は非常にあいまいで、インターネット画像を見てもまだよくわからんちゅうやつだけ確認して、後はもうそれで一々全員に確認することないんじゃないかというふうに思うんですけどね。

○久米啓右委員長 はい、そうですね。はい、わかりました。
議長。

○阿部計一議長 事務局、確認がしづらいところもあるしね、それやったら言うてもうたら私のほうから確認させてもらいますんで。もし紛らわしいのあったらな、私に言うてもうたら私のほうで。

○久米啓右委員長 それ、議長でもしていただいたらよろしいけど、広報委員会のほうで、最終は委員会のほうで。
議長。

○阿部計一議長 いやいや、そんなんは失礼なこともないしな。

○久米啓右委員長 ないと思いますね、はい。
それでは、賛否の公表についてはほかに何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 ないようですので、①番についてはこれまでとします。

次に、②番の委員間討議についてということで、各常任委員会の実施状況なのですが、これは、委員長さんおられる、産建の廣内委員長、お願いいたします。

○廣内孝次委員 産建の場合は、福良住宅の契約締結についての欄で、そこで大分、活発な討論、これからの要望事項云々踏まえまして、割といいような勘定の意見が出たんじゃないかというような感じがしております。物件によってはやはりするほうがいいような感じは受けたんですけども、委員の中には討議が激しくなり過ぎて個人間の争いに発展する可能性があるということで、考慮したほうがいいんじゃないかというような意見も少数人数ですがこういう人もおります。以上です。

○久米啓右委員長 産建の付託案件は福良住宅と農業共済。

○廣内孝次委員 農業共済は特になかったです。

○久米啓右委員長 されてなかったですか。

○廣内孝次委員 ないです。

○久米啓右委員長 はい、わかりました。

総務委員長はいないんですが、総務に出席されたのは柏木委員、蛭子委員と熊田副委員長ですか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 かなり総務のほうは時間が遅くまで押したということもあって、もう少し議論する時間もあってもよかったのかなというのもあったんですけども、全体的にそれぞれ意見を出し合って、合議をして一致するということに重きを置いたような委員間討議ではなかったかなというふうに思っておりますので、それはそれでいい成果が生まれたというふうに思っております。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 確かに蛭子委員がもう総括してもらったようです。ただし、やっぱりそれはやっぱり試行して意義があったと。私もですね、全部見たんですけど、もうなしちゅう声が早速出てくる委員会も大分あったんで、あの辺はちょっと、もうちょっと間を置いて、やっぱりないかなちゅう感じでやったほうが、総務は逆にもう時間がなかったんで、これ以上もうやめとこうかちゅうそんな雰囲気もあったんですけどね、もう。だからもう議案によっちゃそんなんないんですけどね、ないにしてもやっぱり余りにもあっさりというところもちょっとあったんでと思いました。

○久米啓右委員長 副委員長。

○熊田 司副委員長 先ほど言うていただいたことと全く同じで、それでも1回目としてはやってみてよかったように思います。それぞれ自分の意見を言い、表現もできましたんで、やっぱり聞いている人もこの人らはどういう形で、どういう考えを持ってるのかなというのいろいろ聞けたと思いますんで、今回はよかったと思います。

ただ、さっき廣内委員の言われた個人間の討議になるという可能性もね、内容によってはあり得るかなという思いはあります。

○久米啓右委員長 総務では主に一般会計補正予算で議論されたかと思うんですが、ほかの付託案件についてはどんな状況でしたですか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 辺地の消防施設についてちょっと意見らしきものが出たかなというふうに思うんですけども、あんまり後はなかった。もうとにかく補正予算の人形会館関係、原発の意見書についても、あれは議員間討議の話の中かな、ならなかったですね、もう個人の大きな意見が通ってあったんで。いや、そんな感じです。

○久米啓右委員長 文教は私だけなので、文教については南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について、これは委員会討議行いました。私が反対するといいますか、修正案の理由説明と同じようなことで、議案の提案の仕方についてちょっとクレームをつけたようなことでしたが、それぞれの討議というよりも意見を述べるという感じで、議論までにはちょっと発展しなかったかなと思います。

それと、もう1つは、南あわじ市の老人会館条例の廃止ですね。賀集の長楽荘の件です。これも少し私の意見を言うたぐらいで、ほかの方は特に意見は述べられなかったということでございます。

森上委員。

○森上祐治委員　産建の委員長の廣内委員のほうから基本的なことをおっしゃっていただいて、私もそのとおりだと思うんですけども、この委員間討議というのは従来の執行部と議員の質疑のやりとりだけじゃなしに、やっぱり委員同士の考え方、意見をぶつけ合うということで非常にいいことだと思うんですけども、ただこれから恒常的にこういうのを定着されていこうとすればですね、先ほど廣内委員長、産建の委員長がおっしゃってたように、若干のルールづくりというのも検討していく必要があるんじゃないかというふうな感じをいたしております。以上です。

○久米啓右委員長　産建、続いて原口委員、お願いします。

○原口育大委員　今回大変意義があったなというふうに今思ってます。やっぱり考え方、自分の意見を述べただけになってしまったけども、それを聞いたことで判断に影響を与えたんかなというふうな局面があったように感じましたんで、よかったんじゃないかなと。

あとは、執行部のほうが直接傍聴してなかった時間やったんですけど、退席せずに残って聞こうとされたというふうに思いました。だからやっぱり執行部にしても、執行部との質疑はもうそこ打ち切ってますからいみせんけども、聞いてもらうというのは双方にとってよかったんじゃないかなと。だから出ていくよりはその場に残ってもらう状況で討論をすると、また採決にいくという方向でやるのがいいんかなというふうに感じました。

○久米啓右委員長　総務の川上委員、何かありますか。

○川上　命委員　私は今回の委員会討議、すばらしいええところあったと思います。総務に関しては。

しかし、問題が大きい場合には、我々、委員間同士ではどないしても解決しない場合に、多くの方々が意見を持つとるわけよ、今回でも。だからそういったときに、総務の問題なら総務の問題で、総務以外の方々がいろいろな意見がある場合に、どのようにその委員会に反映していくかという、これ多分ちょっと問題を残したわけですが、そういった面、今後ルールづくりいうかな、そういったことを考えていかんことには、仮に産建の福良の市営住宅に関しても我々の意見持ったんですけど、そういったことをどないしても産建の委員の人に言うちゅうのはなかなか難しい、おまえ総務でありながら産建のことを口出しするなというような考えもなきにしもあらず。だからそういったことをやっぱり全体的に関心があるわけですので、そういった紳士的な協定ちゅうんかな、そういったことはやっぱりある程度ルールづくり、先ほど言ったみんな決めとくほうがええと思う。ほんだら今回のような問題が発生せえへんと思うねんけどな。それだけ反省の意味でここで協議し

ていただきたいと。

○久米啓右委員長 柏木委員。

○柏木 剛委員 これも広報に関係するんですけど、やはり委員間討議やったということは、やっぱり市民の皆さんにも、市民に限らず広報というのは世の中出ますからね、委員間討議っていう言葉をやっぱり明確に表現して、そのときにこんな議論がされたというようなことだけは広報上も明確に、いわゆる問い、答え、執行部との問い、答えの連続やなくて、細部には委員間討議があって、委員長報告と同じような感じですけどね。ぜひあんな方向で南あわじ市議会が委員間討議やっとなだちゅうことだけは強調できるように、強調といいますか、わかるような格好で広報編集したいというふうに思ってます。そのほうがやはりやった意義も出てくるんじゃないかと思ってますんで。

○久米啓右委員長 そしたら、3委員会に出席された議長、朝から大変だったと思うんですが、何か御意見ありましたら。
議長。

○阿部計一議長 各委員さんのお話し聞いてましても非常に今、ええ結果、試行期間としてはよかったんじゃないかと思います。

ただ、言葉悪いですけども、エキサイトしてけんかになるのでないかや言うけど、そんな心配は私は要らんとするんです。やはりそれぞれ議員の思いを語るんやから、少々エキサイトするんが当然であってね、それはそれなりに議員は自分自身を抑えた中でやると思う。

それと、1点、文教と産建は執行部がそのままおった。総務のときに一たんもう外に出るやいうようなことがあったんですけど、これはもうぜひ執行部のおる前でそういう討論をする。これは執行部もやっぱり聞きよるから、あの議員はこういう考えやなということもあるのでね、これはもうぜひ義務づけみたいな形で、討論は執行部の前に置いてやるというような方向でやったほうがええと。効果があるんじゃないかなと。そういう面ではよかったなと思ってます。

○久米啓右委員長 はい、わかりました。おおむね委員間討議についてはこの議会改革の委員さんでは評価はよいというふうな印象を受けるんですけども、このメンバー以外の常任委員さんの意見を聞いて、こんなこと言うとしたでというようなことがありましたらちょっとお願いしたいんですが。他の委員の方。あんまり言ってなかったですか。わかりました。それで結構です。

ということで、状況については今お聞きしたとおりです。評価についても状況の中でお伺いしたとおりで、各委員の意見を述べるということは非常によいということでございました。

ただ、台風の影響で3委員会1日で実施して、特に総務の場合は最終何時までだったんですかね、終わるのが。

8時半ですか。かなりタイトな。

時間も押して来とるんでそんな雰囲気になったかと思うんですけども。通常は各委員会1日予定しますので、十分議論ができる時間があるかと思います。

ルールづくりについては、先ほど森上委員が言われたように、もうちょっと煮詰めて本格実施時に仕上げるといいますか、具体的なルールをつくっていききたいと思います。

原口委員。

○原口育大委員 さっきちょっと川上委員が触れられたほかの委員会との関係の話なんですけども、委員間討議には直接関係ないんですけども、委員会で例えば今、国会で予算委員会やってればよく委員が質問指示書という形で事前に出しておいて、それでやってる場合がよくありますけどね、これはもう会派だけの問題、会派の姿勢の問題なんですけど、やっぱりそれぞれ委員が分散しとるわけやから、そこでの聞いてほしいこととか確認してほしいことというのは、会派の中でやはり共有してしてもらおうと。そういう時間をぜひ会派も取らなあかんと思うんですけど、なかなか日程的に難しい問題もあっておざなりになる場合があるんですけども、私としては、やはり会派という形の中ではできるだけそういう事前に勉強会というか、そういうふうなことをせないかなというふうに特に今回も感じています。

ほんで、通告がちょっと問題になったんですけども、私はきちっとした答弁を引き出すためにも、正式な通告とかいうルールはまだつくってないんであれですけども、そういう会派として特に重点的に確認しておきたいようなことについては、あらかじめ執行部に質問を出しておくというのも私はやるべきだというふうに思ってます。だからそれをしないと質問できないとか、必ずそれを質問するとかいう意味ではなしに、準備をしてくださいよという意味のものは私はあるほうがいいというふうに思ってます。

○久米啓右委員長 まず委員間討議に対する実施の評価については、一応それで話を打ち切りたいと思いますので、これは継続して、12月議会、3月議会については、まだわかりませんが、とりあえず前向きにやっていこうという委員会のまとめということにしたいと思います。

これに関してであったら柏木委員、お願いします。

○柏木 剛委員 いや、それに確認しようと思ったんです。これ試行ということで今回限りかな、9月議会だけかなと思ったんです。今後どうするか、賛否の公表も含めてね、その辺ちょっとだけ確認しとくほうがいいかなと思うんですけどね。

○久米啓右委員長 一応、全員協議会では9月議会に限って賛否の公表と委員間討議、委員会ですという事で了承していただいていますので、今回の評価、検証を受けて12月あるいは3月でも実施する場合は、もう一度評価結果をこういふことでいふことで、委員会のまとめを発表して続けてやるには一応、各議員の同意も必要かなというふうに考えてます。

それでは、ちょっと少し議題にはないのですが、工程表の中にも委員会のあり方について、所管事務調査における質問事項の通告ということが検討の1つになってます。今回の人形会館に関してゆづるはクラブから質問状を出しておったということが少し問題になったんですが、議会改革特別委員会としては、公式にそれはどういうふうにするかというまとめも何もできてない、まだ途中経過、実施はまだしないという状況だったかと思います。これまでの状況について垣課長、何か資料持ってましたね。状況についてどういう形、今のこの議会改革の質問事項に対する取り扱いについて、こないだの何かまとめじゃなくて途中経過のような報告、ちょっとこれ確認したいと思います。

課長。

○議会事務局（垣 光弘） 前期の取りまとめの中では、委員会での質疑の通告とかいふ部分については所管事務調査における質問事項の通告というのが議題に挙がってました。それについては22年の5月18日にはテーマを絞り込むのであれば通告は必要とかの意見もあったんですけども、中間報告では専門性を発揮し、深く議論するために説明員には必要な資料を整え十分な答弁ができるよう準備することも要請する。そのためにはテーマを絞り込んで質問事項を通告することも必要であるいふことで、これ所管事務調査の審査を深めるためにどうしたらええかというふうなところでの議論であったかと思います。以上です。

○久米啓右委員長 正式には、質問の通告制についてはまだ委員会としては認められていないといひますか、採用してないという状況にあったかと思ひます。ただ所管事務調査において委員会室での質問だけでは十分な回答が出せないというふうなときのことか議論になってるかと思ひますけども、その辺の意見の違いというのもあったかと思ひますけども、これに関して蛭子委員。

○蛭子智彦委員 6月、7月と通告制についての議論はあったかと思ひます。ただそれ

によって議論の枠が狭まったり、また5日前や10日前に出せということであれば、そのときに思ったことは何も言えないじゃないかという委員の意見もあって、それはやっぱりやめておこうということが結論であったかに思うんですが、今回、原口委員が出されたものが何か評価としては既成事実をつくっていくような、何かそういう印象がありましたんでね、これがええんだ、これがええんだという、委員として全体としてはそれはあんまりやめておこうと、ちょっと控えておこうということを決めておきながら進んでやるということについては、委員としてどうなんだというような声も一部にあったように思います。

各会派の中で意見調整をして自分が所管に入っていない分について、その会派の仲間の方にですね、質問事項を整理して調整をしてより深い議論に貢献するということは、それはやってもらったらいいと。特段何も制限することも、むしろ会派性という意味はそういうところにあるんであろうと理解をするんですね。しかし、あえてやらないでおこうというのをやったということが、やはり議会改革の委員の中で相違が出たということについての異論が出たということと、それから事前にこういう点でという口頭での話もそれはよくあるわけだし、それは通告というにはなかなかいえないような話であって、やっぱりそういう事前の一定の議論の役に立つような資料を、こういう数字をやっぱり用意しておいてほしいとか、こういう観点の質疑をするので答弁できるようにいうようなことはよくある話なんだと思うんですけども、それは通告制というふうにはちょっといえないようなことであるかなと。何か通告というふうになると、これまでの一般質問でも通告にないものは答えないというような執行部の答弁があるわけで、制限いうのは非常にかかってくると。それはやっぱりよろしくないというふうな結論だったかに思いますので、ちょっと態度としてはいかがなものかなというふうに思います。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 今まで改革で議論してきた所管事務調査での通告制というのは、今現状、南あわじ市議会は閉会中に所管事務調査それぞれの所管のことについて、定例的に月1回開いて全課長に出てもらっていろんなことをやってます。その中でも最近、産建とかでは、淡路島酪農さんへ出向いて意見交換会を開いたりというふうな、ある程度、的を絞って議論を深めるというふうなやり方もされてます。そこら辺の今からどういうふうにそういう所管外事務調査を充実さすかという中で議論してきたのかなと。その1つとして、今回の例えば9月なら9月の委員会は閉会中の委員会やとしたら、こういう課題についてやりましょうというふうなことをある程度絞ってやるほうが効果的でないですかというふうな議論をしてきたという過程の中でね、もしそういうふうにするんならば、やはりきちっと通告してないから質問できないではなくて、こういうことについては大事なことで、聞きたいので十分準備しといてくださいというふうな意味での通告は取るべきだというふう

に考えてきていました。今回については、それに似た形で議案であったわけですが、こういうことについてはしっかりと回答いただきたいので、事前にこういうことについてはしっかりと準備しといてくださいよと。聞くかもしれませんよという意味での通告であったので、特段、議員の調査権をおかすというふうな感覚ではなくてですね、そういうふうに受けとめられるのは、ちょっと私としてはそういう考えは毛頭ありませんので、そういうふうに言っておきたいと思います。

○久米啓右委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 自分の思いはどうかということより、どう評価されるかということこそ私は言ったわけです。さっきも出ましたように、所管事務調査の中でテーマを絞ってやるということと、通告するということは全く別次元の話なんで、そういうのを混濁させるような話はやっぱりちょっとどうかと思います。この議論はきょうのテーマには入っていないので、やはり日を改めてしっかりやるほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 2人、議論を交わしておられますが、私は今回のことを反省した中で、一応、委員会3つある中で1つしか入れないという中で、これは確かにほかの委員会にも自分には非常に意見とか大切なことあると思う。それは先ほど原口委員が言っとったみたいに、要は会派制でまとめて、その会派、会派で代表を送ってますから、その人をお願いするというこのシステムは今後導入するけど、今度、個人の場合も同様で。

しかしながら、今回の原口委員のことが問題になったのは、総務委員会の問題の間が通告みたいな文書を執行部に渡したと。これが一応、総務委員会に入っとる同じ会派のメンバーで持っとして、もうこんなこと聞きたいから一つ準備させてよと、これはもう許されるべきことであってやね。だから通告とかそんなかたいような決めらんことをせんでも、そういった総務の方に頼んで、総務の方がこういう質問します、原口委員みずから総務委員じゃないのにそういったことをしたということに問題点が私はあると思う。これは事実私は確認しておりませんから知りませんがね。そういったことで、やっぱりお互いの委員間の中でもやっぱりそういったことは守っていかなければいかんと思う。そういうことです。それで十分これから審議していただきたいと思います。

○久米啓右委員長 議題にないんですが、現時点での議会改革の委員会の考え方をちょっとまとめたいと思いますので、ちょっとしばらく意見をお聞きしたいと思います。

森上委員。

○森上祐治委員 今、川上委員のほうから原口委員云々という話出たんですけども、これは基本的にはゆづるはクラブとして、事前に今問題になってる人形会館について29日に上程された時点での質疑始まってね、一般質問、それから文教厚生常任委員会、それから総務委員会というような形で、いろんな形の質疑されてる中で、まだちょっと問題があるなというようなことを会派の中で意見が出てですね、ほんだったらもう一遍、最後の総務委員会で我々代表出てますんで、会派の意見をまとめて委員にお願いしようということで、原口委員が会派の意見まとめてくれた。それについていいか悪いかは別にして、担当部局のほうにも渡したと。これしっかりと答弁してくださいよと、仲立ちしたと。それについては、原口委員個人というよりも、やっぱりゆづるはクラブとしてもちょっとやっぱり今までの委員会のしきたりといいますか、南あわじ市議会のね、それちょっと逸脱したなということで、この前、議運でも出まして、各会派の代表の方にはちょっとえらい済みませんでしたなということで、おわびをさせていただきました。

そういうことで、今後、今出てる議論についてはですね、今、蛭子委員おっしゃっていただいたように、やはりこの委員間討議も含めて、委員会のあり方について通告制云々と、今の時点では、中間報告ではええやないかということになっとなやけどね、全国的な動き見てたらもうそういう通告制というのを採用して動いてる議会もあることですから、またちょっと機会あれば検討していただきたいなというふうに思います。以上です。

○久米啓右委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 今回の原口委員の文書ですけども、職員にはやはり技術職がおりませんので、やはり答弁するには、やはり現場の管理者である設計事務所からの意見も聞いておかないといけないし、やはりそういうような要素が十分あった上での事前の話であったように思うんです。それでないと、やはりわかりませんとか苦し紛れの答弁で終わってしまうのであれば、これは聞いても何にもならんことやし。

ですから、やはり専門的な技術を要するような立場の答弁が多少入るような中身に関しては、やはり事前にやはり話しておくほうが議論が深まると思います。これ文書にしたから問題やというような意見もありますけども、これは口頭で言うても文書で言うても結果としては一緒のことなんで、今回たまたまゆづるはクラブの会派で話し合いが行われて、こういうことを聞こうというような、そういうような話を聞いておりますんで、僕としてはそないに大きな問題になるようなことじゃないと。

それと、やはりやっぴり的確な答弁、当然欲しいと思いますんで、口頭であろうが文書を出したにしろ、理屈は同じじゃないかと思うんです。

ですから、やはり専門的なことがかかわる場合は、特に別に問題ないんじゃないかと思

います。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 廣内委員は別に問題ないというような結論ですが、私が言いよんのは、このたびの件に関しては、総務委員会がもうあると。それでもう皆、お互いにもう執行部も議会も市民も注目しとる問題であり、もう総務委員会の結論いかんということ。それでゆづるはクラブが要は議論はまだ十分できてないということで、会合した中で総務委員会で発言を、確かに総務委員の人に要請したとその問題点をはっきり総務委員会の返答しなさいよ、答弁しなさいよということを原口委員が持っていったことに関しては問題があると。今は全体会議の本会議違うさかい、総務委員会の問題で今、審議しよんのんやさかいにな、やっぱり総務委員会の人がこういうゆづるはクラブで問題を提起されとるねけど、質問するさかい、済みませんけど、しっかりした答弁してくださいよと言うんやったらこれ何も問題なかったと思う。ただほかの委員会の人がな、総務委員会にやっぱりそういったことを発言せえというような形の中で通告書を持っていったのが問題になったということで、これはまだはっきり決まっとらへんのやさいな、やっぱりそういったやっぱり議員間のよ、やっぱりそういうモラルちゅうんがな、そういうお互いの委員間同士のことをな、もう少し冷静にということ。

○久米啓右委員長 原口委員。

○原口育大委員 今回のいきさつとしては、会派の意見については私、幹事長なんでまとめさせてもらいまして、文書もゆづるはクラブの名前ですけども私がつくりました。それについて、ちょうど連休中やって、部局が休みやったもんなんで、日曜日の運動会のときに教育長が回ってこられたんで、そのときに手渡したという流れがあります。この点については、きちっと総務委員なりから渡してもらおう機会をつくったほうがよかったのかなという点については反省をしています。ちょっと今回そういう安易な方法を取ったのがまずかったのかなというふうには思ってます。

○久米啓右委員長 議長。

○阿部計一議長 結論から、これはもう私、個人的な意見ですけどね、やっぱり通告制ちゅうのはこれは一般質問でやってる。しかしあれだけ通告を早い目にやっても満足な答弁もなかなか出えへんときもあるし、必ず通告したもんがそれが実現するかいうたらせえへん。その中でね、委員会で通告せえへんいうのはね、これはやっぱり偏ると思うねん。

もう通告してやるんはやる。ほんま言うてね、議員というのは365日議員活動やってるわけよな。委員会っていうのはほんまに住民の細かい手の届かへんようなことを気安く発言して、それで執行部にお話ししていくというのが、これ委員会の私、趣旨やと思うんです。だからそういうことで、何ぼ通告してやったところでね、そんなん実現するとか満足な答弁や絶対来ませんよ。来るはずがないんですよ。

ですからね、やはり通告制やことをいうことを極端にやるんだったら、これはもっと時間かけて議論せなんだら、ここだけでそういう話を走りよったらこれはもうはつきり言って転覆します。もうちょっと議論深めなんだらね、もうそれやりよったら委員会ちゅうのは、何もかも一般質問の延長みたいな形になってくると。これは議員さんのレベルはそろそろもう昔から比べたら皆さん勉強されて、今回の修正が2つ要ったというのはこれはもう歴史的なことやと思うねや。そやから、そういう意味で、やっぱりそやからっていうかあんまり前に進み過ぎるとどうかなと。やっぱりそういう声もありますよ。20人の中には。だからやっぱり今回順調にこうして委員間討議とか賛否を取るとか、随分、議会改革も前へいってるんでね、それを何もかも一気にっていうようなことは避けたほうが無難である。そういうことはこれからまた検討材料としてね、いったほうがいいんじゃないかなと思います。

○久米啓右委員長 それではですね、この件に関しては、従来の委員会の進め方でいくということだと思います。

ただ、所管事務に関して所属委員が事前に調査、あるいは少し専門的なこと、数値的なことを調べることにしましては、特に今までと変わらない事前の質問であろうかと思います。

今回の件については、委員以外の方がたまたま運動会で会われたしということですが、やはり所属委員がおられますので、当然、所属委員を通じて委員会の中で質問をしてもらうという形がいいんじゃないかと。どうしても文書でもっと調べてほしいという場合は、これは委員長に申し出て委員長の判断を仰ぐというような格好が委員会の中で問題がないかと思うんですが、今回の件に関しては少しちょっとルールを逸脱してたというような印象があります。

当委員会としては、今後また改めて検討をするということになっておりますので、現時点ではそういう状況で進めていきたいと考えております。

この件に関してはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○久米啓右委員長 それでは、少し休憩をしたいと思います。

再開は10時40分、お願いします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時40分)

○久米啓右委員長 それでは、再開いたします。

18日が塩尻市、19日が松本市ということで、まとめ、視察内容等は私と副委員長とでまとめました。少し確認いただいて、何かこれがというようなことがあればいいんですが、1枚めくっていただいたら18日の塩尻市です。概要、目的等は省略しまして、5番の視察内容ですね、これちょっと確認したいと思います。

前身の議会改革研究委員会があり、定数等の項目について検討してきた。平成22年4月の正副議長選出時に議会基本条例制定に前向きな議長が選出され、議会基本条例特別委員会を設置し、条例制定となる。

2、運用状況については本年1月1日より施行のため、本格的な運用はこれからという状況である。

(6) 考察(まとめ)。基本条例の制定は23年1月と新しいが、議会改革への取り組みは早くから行われていた。参考とした自治体は松本市の条例で、現在は推進委員会を設置し3部会で議員全員で具体的に改革が実施されている。とりわけ、議会基本条例の制定に向けては議員一人一人の自覚が大切である。また議員の賛否の態度表明は市民に対する情報開示の基本である。執行部に対し予算の執行状況の報告を受けることも、監視評価機能としての議会の大事の役割である。

委員の意見として、予算の執行状況を報告させるのはすばらしい。

障害者からの要請があれば手話通訳、要約筆記をすることは、当市にとっても必要。

早くから取り組まれていたことから、しっかりとした条例制定がなされている。議会報告会は制定後まだ実施されていないが、全議員がすべての報告会場(4回)に出席を予定しているが、当市議会においても全議員の参加を要する。また条例制定後に具体的な実施策も策定すべきであるということで、まとめております。

ここは松本市を参考に条例制定をされて、制定後の推進委員会が松本市と同じように設置されておりまして、具体的な改革に対する実施の推進を進めておったということが非常によかったんじゃないかという印象があります。

少し時間、日数がたっておりますので、少し思い出すのはあれかなと思うんですが、何かつけ加えることがあれば。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私は松本市で3つの常任委員会がそれぞれテーマを持って議論をして

政策提案をすると。南あわじ市議会でも委員長報告という形で1年間の委員会での議論を総括をして、それを執行部に対して提案するというような形式が取られておるんですが、それをもう一步突っ込んで、幾つかテーマを絞り込んで具体的な成果を上げていくというシステムができてことは、非常に注目する点であったかなというふうに思っております。それぞれのもう少し具体的にこういうことの、ごみの問題であったか、リサイクルの問題であったか、そういうようなことで、それぞれの委員会が取り組んだことについての提言と結果ということ、テーマぐらいでもですね、少しこの報告の中に盛り込んでみてはどうかというようなことをちょっと思っとなるんですが。

○久米啓右委員長 松本市の御意見が出ましたので、ちょっと松本市のほうも確認をしておきたいと思います。

別紙の19日の視察結果ですね、視察の内容、5番からちょっと読んでみますと、1、二元代表制の理念の具体化については執行部に対して、政策提言を行っており、議会本来の役割を果たしている。

2、賛否の公表をしないのは、市民からの要望がなかったから。

3、議会広報の発行の基本方針は一般質問の内容を掲載することであると考えている。

4、「松本市ステップアップ市民会議」では市民公募の15名で議会改革に対して意見を述べてもらう。公募の15名が独自に研修会を持つなど積極的に参加していた。

(6) 考察(まとめ)。議会運営委員会のメンバーで「松本市ステップアップ検討委員会」を設置し、効率よく運用された。

松本市議会基本条例施策推進組織を設置し、条例制定後改革の推進がうまく実践されている。また、全議員が参加していることで改革推進に議会の一体感がある。全議員が議会改革に取り組む姿勢が必要。

市の重要な案件に対して政策提案、提言の仕組みが確立されている。当市においても政策提言を行うことができる議会への向上を図る必要がある。

委員の意見として、基本条例制定が制定で終わってしまわないように、推進組織で実践されていることは当市議会も参考にすべきである。

委員会で独自の重要なテーマを設定し、政策提言、提案するシステムも取り入れる検討を要する。

議会報告会のあり方もテーマを持って開催することも、必要と感じたということです。

先ほど言われた松本市の当時の議長さんは、会議終わった後、やはりちょっと話してみますと、基本条例制定で終わってしまっただけは何も意味がないので、その推進をすることが大事だと。仏像をつくって魂を入れないというような表現をされとったんですけども、やっぱり魂を入れるというようなことが大事だというようなことが言われておったような記憶があります。

松本市、塩尻市、よく似た感じだったように思うんですが、ほかに何かこれに関して御意見。

川上委員。

○川上 命委員 今、委員長、仏像をつくって魂を入れずとこう言うたようにな、確かにそうやと思うねん。もう南あわじ市のこの議会、20人、それぞれの会派こしらえて条例で結局それ成立しとる。当初から入ってない会派があるわけやな、これ、いまだに。これを我々が認めてこれ行きよる。

しかし問題があるいうたら、あれだけ厳しい審議をする中でよ、何でこの議会改革だけよ、そういったことを認めんのかな、認めていくんか。最終的には全会一致でこれせんならんねん。そやけどこれはいつまでもほっとくわけにはいかんで、これ。こんなもん私ら気に入らんさかい参加せえへんねん、こんなことを通る自体がもう議会が根本的に間違えとると思う。そやから、これははっきり言うたら二元性とか一番すばらしいことを言う会派がよ、はっきり言うたら私はこんなことでは議会改革がでけへんと。ほんで市民報告会もできひんでこれ。これは議員協議会の中で報告していろいろと意見聞いて、それはそれでええけど、やっぱりその情報がね、申し合わせ事項を守らんとやな、こんなこと根本的に議会改革できますか、これ。これはここまでしてこんなすばらしいことやりよるさかい、もうええかげんにはやっぱり我々としてもや、やっぱり全会この委員会で一致してよ、ある会派には持ち込むのが当然ちゃうんか、これ。

一番ほんでいろいろと議員の中で、議員っていうのは出欠の手紙が来たらこれ自由よの、これははっきり言うたら。出席しようできないと、ただ来ん場合が多いわけ。それは議員としての何は来るけんどな、そやから欠席が多い場合あるわね。それも一定した人が多い。だからそういう報酬をもろて旅費もろて、ちゃんともうとうねん。365日これは手紙、はがき、出欠頼んできたら出んなんねん。これは場合によったらしゃあないで。そやけど明らかにもう全然出ん場合は、うわさには市民の中にもうわさになつとる、これな。だからそういうことを根本的に直さなんたら、こんなきれいごとを言いよつてもな、いかんと。それからこの議会改革なるほどええこと言いよんねん。そやから、これは皆すばらしい。そやけど、そういった会派があるという、参加せん会派があるということを委員長、これからちょっとやっぱり問題にした中でよ、どうあろうとこれは全員で決めたことやから参加してもらわんことにはな、人のことだけは十分言うて、それで自分の義務を怠るやいうのはこれけしからんと。これだけはっきりこの会の人には皆覚えとってもらわんことにはやな、あかんで。これ何やでけへんでほんだら。臭いもんふたしといていくやいうのはほんなもん絶対でけへんで。これは市民の皆さんもや、やっぱり皆、一致団結していきようと思っておられる。だからこれから定数の問題もいろいろ出てくる。またいろいろと議員のモラルの問題も出てくる。ただ単に私が荒いさかいとか人間性がないとか、いろいろよう

私は話題に上るけど、そんなことより報酬をもうとる義務を果たさんようなもんはどないなんの。これそうでしょ、申し合わせ事項でしょ、これ、参加する。ただ、ある会派は認めとらんということはこれどういうことで認めておられんの。

○久米啓右委員長 川上委員の意見は以前からそういうことは十分言われておりまして、重々承知しておりますし、前回の議員協議会でも委員長頼りないんで、かわって会派の方にその辺考えてくれということをやっていたきまして、北村代表は考えておきましょうか、検討しておきましょうかという。

川上委員。

○川上 命委員 ただ、結論はよ、これをほっといていけませんよという、ほやさかい、いつか解決して、入ってない会派にもよ、責任はよ、ちゃんと取ってもらって入ってもらわんことには、この改革は何ぼきれいと言いよってもなかなか難しいですよと言いよんねん。ただそれだけ委員長な、今後解決するように一つ努力してください。それだけです。

○久米啓右委員長 確かに議会基本条例制定、ここの自治体もそうだったかと思うんですが、全会一致でということが基本になってたと思うし、まとめにもありますように推進委員会とで議会の一体感がちょっとあったように思います。その話を聞きながら当市、南あわじ市の議会のことを思うと、いろいろと今、川上委員が言われたようなことが非常に大きな課題、問題やなというのを感じました。確かにそうなんですけども、やはり将来に向けての基本条例制定において、やはり全会一致で可決をいただくという体制をつくっておく、また話し合い、議論を行っておくということが必要です。

柏木委員。

○柏木 剛委員 松本市についてですけど、ここに表現されてると思うんですけどね、ちょうどこれ、あるところのランキングではナンバーワンになっとなです。議会改革度では。確かにそういうことで、1つは情報公開、これは実際は情報公開の問題と議会報告会とかもあるかもわからんですけど、そういう問題、ちょっと議会報告会がどうやったかちょっとこの文書の中にはなかったんですけど、あれやってましたかね。ちょっとわからんかって、私も記憶ないんですけど。

それと、やっぱり市民参加っていう面ではな、市民15人のステップアップ市民会議、この辺がやっぱりどこまで見習えるのか、やっぱりこれもやっぱり市民参加っていうのも大きな議会改革の改革点やと思うんですね。

もう1つは、やっぱり議会の機能という面では、さっき蛭子委員言われたようにやっぱり政策提言、これは市の重要な案件について政策提言を行うと。この3つの観点で評価し

て松本市は全国のナンバーワンになってますからね。あるところの評価では。だからそういう面じゃ、その3つについてよくやっぱり整理といいますか、・・・な表現されてるかと思うんですけど、その辺をちょっと強調した格好で見習うことは見習うという、そんな感じの形にしたらどうかという、どうかといえどもこれで構わないんですけどね。とにかく視察先としてはもちろんもうトップクラスやと思ってますんで、いろんなこと見習う点があったなというふうには思うんですけどね。

○久米啓右委員長 特に印象あったん委員会ごとで独自にテーマを持った政策提言システムがあったように思いますね。蛭子委員も言われたように、やはりテーマを何か持つてというようなことを言われてましたんで、これは大いに見習うべきかなと思いました。

議長。

○阿部計一議長 先ほど委員長報告について、これもそれぞれ皆さん意見あると思うねん。けど、この点についてはもうそういう委員長、副委員長がもう切磋琢磨されてこしらえていただいとんのでな、やはりそれを基本にいかんだら、これはもう終わってからこれもこれも言いよったら、そらそんなことはやな、今までもないしな、私はもうこの委員長報告でもうこれで大丈夫や思いましたけど。そんな一々騒いどったらよ、そんなもんいつまでもみんな言いたいこと何ぼでもあるで。基本的にそういうことでいかんだら。

○久米啓右委員長 じゃ、もう報告はもうこのまま。参考意見としてお聞きするという。皆さんの感想もじかに聞いてなかったんで、この機会を通じて聞くということにしました。

それでは、2番については以上といたします。

次、3番ですが、継続審議事項ということで、まだ結論が出てない事項を挙げております。本日は主に9月議会の試行実施の検証のほうでまとめて、この継続審議事項については別の機会で詳しく進めるということなんですが、確認をしておいて、皆様方の少し日数がたっておりますので、確認の意味で挙げております。議会基本条例の理念ということで、前回でしたか、前々回でしたか、たたき台を提示させていただいたときに二元代表制の表現の取り扱いについてということで議論をされております。たたき台については挙げていなかったのですが、蛭子委員のほうから二元代表制という言葉をぜひに表現すべきではないかということと、原口委員では栗山市の表現が適切というたらあれなんです、そういう表現が非常によいというようなことでありました。議会の基本は合議制と市長側の独任制というような議論をさせていただいて、もともとそれが二元代表という意味であるということだったかと思います。これについてはもう少し議論を深めるということにしたいと思います。

もう1つは、議会報告会の実施です。工程表においては私の考えでは、私のつくった工程表では、議会だよりの発行が11月1日か前日という委員長の希望があるので、31日かに発行されるんですね。それを受けての議会報告会を開催することについて、それも意見をお聞きしておりました。その状況は昨年実施した報告会の状況をいろいろと検証してみますと、会場によっては非常に議員個人に対するバッシング的なこともあったようですし、議会に対する要望、あるいは執行部に対する要望等も非常に多くあったというようなことで、11月の開催については日程的にどうかということであったかと思います。ただこれは議会基本条例の1つの大きなツールですので、これをしない、あるいは条例に掲げないということになりますと、非常に改革の意味合いも薄れてきますので、ぜひやるべきではないかと考えておりますが、やり方ですね、やり方をもう少し工夫するということを考えてはということだったと思います。それについても意見をこれからお聞きして12月議会が11月後半から開催されるからと思うんですが、それに間に合えば実施も視野に入れておきたいということです。

それともう1つは、議員研修会の開催です。講師の選任については事務局とまだ打ち合わせしてないんですが、基本条例制定の条例のチェック等もありますので、講師選任としますと、その辺までフォローをいただけるような講師の方の選任をということで考えていますということですが、まだそれ以降は進んでおりません。この3つだったかと思うんですが、それ以外に私のほうでもれているようなことなかったですかね。

川上委員。

○川上 命委員 これは今の3つの報告の中で、12月定例が11月の後半やと思うんやな、そうやな。そのぐらいで何か議会改革じゃ役員構成も変えるわけやけんど、これは再選したらそれまでやけんど。要は何か1つけじめつける。

○久米啓右委員長 けじめといいますと。役員の改選に関しては、これは設置したときに何かありましたね。次長、委員に関する任期について。

次長。

○次長（阿閉裕美） 委員の任期ですけども、一応任期は調査が終了するまでという形にしております。

○久米啓右委員長 調査が終了するまでと。11月の役選のときにですね、先ほどちょっと話がずれますが、川上委員が言われた会派への出席というか参画要請をですね、議長の最後の努めというのかおかしいけど、その辺視野に入れてやりたいと思います。

次長。

○次長（阿閉裕美） 設置したときの設置要綱では、委員会の設置期間及び委員の任期として付議事件の調査が終了するまでということになってます。委員会はずっと設置して、委員の任期ですけども、それは途中で人が変わっていくということも広報委員会のようなやり方で、広報委員会は改選選挙があつてすぐの初議会で設置したまま４年間設置し続けます。その中で委員さんは１年で交代するような形もとれます。そういう形もとれますし、ずっと一緒でもいいけるということです。同じ方で最後まで努めるということもいけます。

○久米啓右委員長 川上委員。

○川上 命委員 それは向こうの会派がこのたびも入ってくれへんということで、私が入ってくれということで、人数合わせのために入ったわけやな。だから私の場合はある程度この問題解決したらいつでものけるという。

○久米啓右委員長 次長。

○次長（阿閉裕美） いろいろな形で川上委員が入るようになったということですけども、申し合わせの中では各会派から委員さんを２名ずつでしたかね、出してもらうというような形に申し合わせてますけど、出られてない会派があつたがために出られてると。その件については次にそれじゃ、その会派が参加したときに今、委員になつてる人はどうするかについてということについても含めて、これはもう委員会なり議員さん方の中での話し合いで決めていただければよいことかと思ひます。

○久米啓右委員長 設置要綱には定員９名となっておりますが、今８名しかおりません。もう１人入れるんですね。
柏木委員。

○柏木 剛委員 差し迫つた話は１１月にやるかどうかという議題報告会、これはある程度どつかで決めとかなないと、どうするかをね、やるんかやらないんか、もうことし見送るんか、やっぱりやるんかという形の、これだけはちょっとどつかで。

○久米啓右委員長 そうですね、もしやるとすれば広報への掲載も必要になってきますよね。広報のね。前回も広報に日程を載せてもらったと思うんです。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 僕はやらんとあかんと思っとなんですが、ただ11月開催が現実的にどうかなという議論はしといたほうがいいかなとは思うんですけども、やっぱり絶対やらなあかんというふうに思ってます。枠組みとかやり方は工夫はせんなん、前回の反省を踏まえてということあるかと思うんですけども、絶対やるべきやというふうに思います。

○久米啓右委員長 11月にこだわっておりましたのは、9月の試行実施の評価を広報に載せていただいて、その評価を市民に見ていただいた意見も聞けるかなということで11月を視野に入れてたんですが、例えば委員間討議とか賛否の公表が12月議会でも理解いただいて継続できるのであればね、11月を12月の後の2月とかですね、にすることもいいんじゃないかというふうに思ってます。ですから11月にこだわるとかなりきょうも時間費やさないかないということになる。開催に関していろんな意見があって、ここで議論していただいて、やはり議員協議会でももう少しこの委員以外の方の意見も聞いておかないと、やはり運営がうまくいかないかもわからないんで、10月、11月でももう少し議論をして、やり方等、具体化したものを提示できればと思ってます。よろしいでしょうか。

議会基本条例の理念については、もう少したたき台をもう少し副委員長ともう一遍練り直して、他市の参考にしてもう一回ちょっと扱ってみたいと考えております。不慣れな委員長でございますので。

予定しておりました議事は以上です。

次回の開催を決めておきたいと思うんですが、10月に2回実施予定になってます。議長の日程を見ますと11日しかあいてない。議運ではね、決めてなかったんですよ、ちょっと日程がほかの大学の視察とかありましたので、11日と14日が空いとるな思っとなんですが。11が今ぽっと空いとると思うんです。議長も。執行部は関係ないんで。ほんで10月いろんな予定があって。ほんで11が火曜日ですね、月曜日が体育の日で、10日が体育の日で11があいてますので、事務局よろしいでしょうか。ちょっと月に2回のペースで開催したいと考えてますので。11日。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 研修会やるとしたら、ただそのときに名前が決まっとなるようでないと講師の依頼とか、なかなか難しいと思うんですよ。

○久米啓右委員長 そうですね、はい。研修会の計画は11月にしてますけども、次回開催までちょっと事務局と相談して、こちらでちょっと決めさせてもうて提案できるようにしときたいと思います。

ですから、それが1つと、次回の審議事項は二元代表制に関するのと議会報告会、それと議員研修の件、3つについて行いたいと思いますので、10月11日で午前、今回は10時から、午後にも及ぶかもわかりませんので、午後の予定も皆さん空けといていただきますようお願いします。

それでは、本日はこれで終わりたいと思います。

副委員長、お願いします。

○熊田 司副委員長 それでは、第8回の議会改革特別委員会を終了いたします。

本日は御苦労さまでした。

(閉会 午前11時16分)

委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

平成 23 年 9 月 30 日

南あわじ市議会議会改革特別委員会

委員長 久 米 啓 右